

第 1 6 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日 開 会

平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年11月15日(木) 午前9時30分 米沢市農業委員会第16回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(15名)

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	13番 我彦正福 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	14番 高橋祐弘 委員	
7番 高橋信夫 委員	15番 大橋久芳 委員	
8番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員	

欠席通告委員(4名)

3番 江口益美 委員
5番 樋渡由美 委員
11番 高橋秀治 委員
12番 菅野英一郎 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(3名)

〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目崎 秀也
主 査	仁科 恭浩
主 事	渡部 史紀
主 事	須貝 祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|------------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |
| 議第2号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について |
| その他 | 農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第16回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、16番 山王堂委員のご発声でよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

お忙しいところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

この間は全国担い手サミットがビッグウイングで行われ、2,100人の参加者があったということでございます。そして地域での懇談会には、グランドホクヨウで700名ほど参加して行われたということで、次の日は現場研修ということで、米沢市では鈴木晃子委員のところの麦わらぼうしさんも研修されたということで、天候にも恵まれて大変有意義な大会だったということ聞いております。そういったことで、出席なされた認定農業者である農業委員の方も多数おられたわけで、大変ご苦労さまでした。

今、国会が行われているわけですが、我々に関係ある中間管理事業について見直しということで、今国会で出されるということで、今見直し案がいろいろ出ているわけで、その中で我々農業委員と推進委員が人・農地プランの話し合いに積極的に関与するというのを法律化していくんだということが大きなポイントになっているということでありますので、その辺を注視しながら今後の推移を見ていく必要があるんじゃないかなと思っています。

また、円滑化団体もここに統合するんだなんていう話にもなっておりますので、その辺も注目していかなければならないかなと思っています。

そういったことで、農地中間管理事業5年目ということで、見直しということでいろいろされているわけでありまして、皆さんも真っ先に情報を入力しながら注視していただきたいと思います。

あと、米のほうも収穫が終わったわけですが、皆さん米がとれないということで、2俵から多い人で2俵半もとれなかったということで、本当に作況指数以上にとれないということで、米の卸売価格もきのうのニュース等でお出たわけですが、はえぬきが0.9%上がったということで15,000円になったと。あとつや姫も18,200円だから全国的に2番目だという。1番は魚沼産のコシヒカリで、その次につや姫が日本で卸売単価2番目に高い米だということで、きのう発表になったわけでありまして。まだまだこういったことで、

不作だったということで、米の値段、卸売価格、上がっていくのではないかと
いう予測でありますので、精算金が我々のところにたくさん入れればいいと思
っているところであります。

そういったことで、いろいろニュース等あるわけでございますが、きょうは
会議の前に、〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さん初め3名の方がみえられて、今A
Iとかスマート農業とかっているいろいろ、今後そういったことが進められていく
という中で、そういったことを先取りというような形で説明していただけると
いうことになっていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは大変ご出席ありがとうございます。以上です。

目崎補佐

ありがとうございます。

それでは議事の前に、ただいまの会長のご挨拶にもございましたように、本
日は〇〇〇〇より〇〇〇〇様と〇〇〇〇様、〇〇〇〇様においでいただきてお
ります。通信技術による農家支援の事例についてご紹介いただきますので、よ
ろしくお願ひします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 〇〇〇〇の〇〇〇〇と申します。きょうはお時間いただきましてあり
がとうございます。

昨日、昨夜からちょっとお邪魔をしまして、山形非常においしいものがあり
まして、〇〇〇〇君が飲み過ぎみたいになっちゃいまして、しこたまおいしい
お酒とお食事をいただきまして。

古くは電話、最近ですとインターネット、弊社にあるイメージかと思ひます。
何で農業なんだというご疑問を持たれている方もいるかと思ひますので、簡単
にちょっとお話をさせていただきます。

私ども、会社の性格上、地域の発展とともにあるというのは社長が強く言っ
ているコメントでして、地域の発展のお手伝いをICT、今IOTとかいう言
い方もしますけれども、それをするというのが最近の弊社の非常に力を入れて
いる取り組みでして、その中で当然地域を支える重要な産業である農業とい
うのが一つの全社的なテーマになっております。

こういった中で、ちょっと2つほど触れさせていただきたいんですけども、
こういうお話をするとどうしても、ITで農業ができるのかという懸念を
示される方もいるんですが、先ほどの憲章の唱和を伺ったわけなんですけれど
も、農業経営ですとか人材育成というときに、そういった部分でお手伝いを、
農作業に注力している人のために、いろいろ見える化ですとかデータ化する
ことでより効率的な生産性の高い農業経営ですとか、担い手に今後うまく入っ
てもらおうという意味でこういったお手伝いができるのかなというのがきょう
の話と直結していますので、きょうは農業中心なんですけれども、今こういっ

たのいろいろ、例えば弊社の話ばかりで恐縮ですが、例えば畜産ですとか漁業ですか、ご当地は鯉と聞いておりますけれども、例えば両測のセンサーを置いて、水質ですとか温度ですとか酸素濃度はかかって、突然病気になってたくさん死んじゃうとかそういうことを防ぐという意味で、農作業の本業の効率化ですとか生産性向上に資することができるのかなというので、ちょっと〇〇〇〇で今こういった分野に力を入れておりますので、ちょっと中身は〇〇〇〇にご説明させていただきます。

そういう観点でちょっとお時間を、聞いていただければと思います。よろしく申し上げます。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 それでは、ここからは私〇〇〇〇のほうで説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。

まず、ちょっと1ページ目を開いていただきまして、きょう実際機械も持ってきているんですが、ちょっと情報の収集の一つとしていただければと思うんですが、私どもとしては、まず農業関係においては2パターンのサービスをつくらせていただいております、1つ目がこちらですね、W i - F i って書いてあるところのほうなんですが、どちらかというとハウス向けの商品になっておりまして、例えばですけれども、ビニールハウス内にW i - F i を設置して、その中で、きょうちょっと持ってこさせてもらっているんですけれども、こういうカメラだったりだとか、こういうセンサーというものをちょっと入れさせてもらって、このセンサーというものが、例えばC O₂濃度だったりだとか、土壌の水分量だったりだとか、あとは日射量がはかれたりだとか、温度、湿度、また照度とか、そういった作物の生育に必要な情報というものがとれるような機械をハウス内に設置させていただくことで、遠隔でその圃場の状態というのを確認できるシステムというのがまず1つ目です。

もう一つ目が、下のほうにL P W A と書いてあると思うんですけれども、L P W A って何かといいますと、ロー・パワー・ワイド・エリアの略なんですけれども、省電力で広いエリアをカバーしますよといった形で、どちらかというと露地栽培のほうの商品になります。露地栽培というと、やっぱりハウスと違うところが電源がなかったりとかしますので、その電源をソーラー、太陽光発電を使って先ほど申し上げたこういう環境のデータというのを飛ばしていくような仕組みというので、2パターンの商品を私たちとしてはつくらせていただいております。

次のページなんですけれども、実際ハウス向け、露地向けといった形の2パターンの中で、今実際にもう提供しているものと、真ん中のトライアル中って書いてあるんですけれども、例えばですけれども、最近だとA I を使ってトマト等の収量を予測していく、どれぐらいの量がいつとれるかということを予測

していくといったところも、実は今山梨県のほうでトライアルをやっていたり、あと右側のほうのLPWA、露地向けのほうですと、今福島県のJAふくしま未来さんで、モモの防霜対策として、こういうセンサーで温度管理をする中で霜が出てくるタイミングというのを見ていくことで省力化を図るといったところを実践させていただいております。後ほど詳しい事例も載せさせていただいておりますので、そこで説明させていただきます。

次のページなんですけれども、私ども〇〇〇〇が実は昨年度の2月より本格的に農業のほうに算入させていただいております、山梨県のほうで山梨市様と〇〇〇〇様と私どもで、こういったセンサーとかカメラを実際の農家さんのほうに13農家を対象にちょっと導入させていただいて、トライアルというのをやらせていただきました。

まず、何でこういう市とか〇〇〇〇さんを巻き込んでやらせてもらったかといいますと、やっぱり市の思いとしては、ここ山梨というのはシャインマスカットが名産でして、そのシャインマスカットをもっとよりブランディング化して、例えば高値で販売できるようにしたりとか、そのシャインマスカットを使って人を呼び込む観光の産業として使いたいとか、そういう思いがあってまず参入してくださいました。

〇〇〇〇様としましては、もともと農家の方たちに営農指導というのをやられていたんですけれども、実際それを、例えば数字の見える化をする中で、そのデータを〇〇〇〇様保有の通しデータ等としっかりすり合わせをすることによって、もっとよりの確な指導をして農作物の生長を促していこうといった思いと、それができれば生産量が上がるので、収益が上がってくるとJA様としても潤うという思いがあったので、3者でちょっと連動させてもらって、農家様に対応させていただきました。

そのモデルが、右側のほうに長野県中野市に波及というのがあるんですけれども、それと同じモデルで、やはり隣の県の長野県でもこういったことをやっていきたいよという思いで、同じやり方で今拡大しております。

下のページはその報道発表の資料になりますので、ちょっと割愛させていただきます。

ここからがトライアルの実証の中の問題になるんですけれども、実際13農家さんを対象に山梨のほうで実証実験をやらせていただいたんですが、その中で農家様から実際にお声をいただいたものが大きく分けて4つありまして、そこを記載させていただいております。

まず1つ目が、安定栽培、失敗のない栽培のところなんですけれども、やはり〇〇〇〇様の出してくださっている通しデータとこういった機械を使ってとったデータというのがしっかり比べられることによって、栽培がしやすくな

ったといったような声を一ついただいております。

右側が省力化作業を効率化ということで、20%の省力化が実現できましたといったところなんですけれども、実際そのハウスにちょっと何か気になったことがあったりだとか、例えばそのハウスのカーテンがあいている、閉まっているというのを、ちょっと気になると、確認がとれないと、実際農家の方って直接行って確認をしていたんですね。それがこういうカメラをとりつけたことによって、遠隔からスマートフォンやタブレットで全てそういった情報が見られるようになったので、5回に1回は圃場に行かなくてよくなったと。やはり農家の方って1つの作物だけやられている方とは限らなくて、やっぱり2つ、3つとやられているときに、そこを20%でも省力化ができると、ほかのところにも力が入れるんだというお声をいただいております。

3つ目なんですけれども、経済的損失の抑止というところで、これに関しましては、実際篤農家さんといわれている一流の方から言われたコメントなんですけれども、実際そのハウスを使われている篤農家さんは、実際に自動開閉つきのハウスを使っていて、照度センサーで対応してカーテンがあくような仕組みなんですけど、そのところで、ふだんあいているはずの時間帯にアラートを知らせる緊急アラートが携帯とかに飛んできて、実際行ってみたら、実は照度センサーのところに鳥のふんが落ちていて反応しなかったと。あわや出荷前のシャインマスカットが全て全損しそうになったよといったところで、保険としても使えるねというようなことをおっしゃっていたそうでした。

4つ目が盗難・鳥獣害対策のところなんですけれども、このカメラが、実際ちょっと見ていただくとわかるんですが360度くるくる回転するんですよ。360度回転するというのが、普通のカメラだとちょうど一部だったりとかするんですけど、圃場の真ん中に置いておくと、360度回転するので360度方向全部見られますと。ただそれだけじゃなくて、例えば物音とか、動物が来たりとかしたときに、追尾機能というものがついていまして、自動で追いかけると。追いかけるだけだとただやられちゃうだけなんですけれども、追いかけた後にその異常を知らせるデータがスマートフォンとかタブレットに飛んできて、さらにそれを見るだけだと本当にやられているところを見るだけになってしまうんですが、そこから声を発して、私たち電話会社なので、ここから例えば「何やっているんだ」と言うと、暗闇の圃場から「何やっているんだ」という声を遠隔でも出していくことができると。そういった機能もついています。もちろん防水・防塵、赤外線対応なので、夜間でもクリアに映ります。ちょっとカメラ屋さんみたいな発言しちゃって済みません。というような形のカメラを使うことによって、簡単な盗難防止とか、鳥獣害の対策にも使えるよといったところで、ご利用いただいております。

次のページが、実際にこのセンサーとかでとったデータの一部の参考画面になります。こういった仕組みかという、例えば作物の生育ステージごとに温度を、例えば20度から25度が一番適温ですよといったときに20度から25度に設定をしたとき、例えば赤いラインと青いラインがこちらあると思うんですが、赤いラインの上限値を超えた場合、例えば青いラインの下限値よりも下がってしまった場合、そのときに緊急を知らせるアラートが2分おきに飛んできます。その上で、こういったことを対応すればいいかというのを農家さんがやっていくことによって、やるのがしっかり明確化していくといったサービスになります。

次のページになります。

ここはもう先ほど、済みません、ほとんどカメラの説明をしてしまったんですけども、真っ暗闇の圃場でとらせてもらった実際の映像です。これ長野県でとらせてもらったものです。下のほうは一応機能について書かせてもらっているんですけども、そこは今口頭で説明してしまったので割愛させていただきます。

実際そのトライアルをやってくる中で、多分皆さんもいきなりこういう機械を見て、多分の農家の方たちって本当にできるのかなとか、難しいんじゃないかというのもあると思うんですが、私たちもトライアルをやってくる中でいろんなマニュアルをつくってお渡ししたんですが、そのマニュアルでは皆さん使うことができなくて、やっぱりお声をいただいたのが、こういう機械の設定とかを含めて全部NTTに電話1本かけたらやってもらいたいと。また、先ほど作物の生育ステージ、20度、25度とかって設定するやつって、スマートフォン・タブレットでいつでもできるんですけども、でもその設定変更も電話1本でNTTにやってもらえないですかというようなお声をいただきました。

そこに対して、NTTもちょっと真摯に農業に参入させてもらおう上で考えさせてもらって、次のページなんですけれども、もうだったらセンサー、カメラ、Wi-Fiとかっていうそういった全てのものに関して、初めの設定から、また故障したときにどこが故障しているのかを含めて、全部電話で一元で聞きますよと。その上で対応するところまでNTTがやっていきますといったようなサービスをつくりました。さらに、右側にレポートिंगって書かせていただいているんですが、このレポートिंगというのが、実際データを全部スマホ・タブレットで見られるんですけども、やっぱり部会とか反省会で使われる際にどうしてもやっぱり紙じゃなきゃだめなんだっていう声をいただきました。やっぱり見やすくするためにA3サイズの紙が欲しいんだっていう声が農家様たちから多くて、そこでNTTとしては、データとしてはいつもクラウド上で見られるんですが、紙としてもA3サイズの紙で1カ月に1回圃場のデータ

を契約農家様にお出しするということまでをサービスとしてやらせてもらうところまで今来ております。

済みません、ちょっと時間もらっちゃっているのです。次14ページ開いていただきたいんですけども。済みません、1がちょうど抜けてしまっていて4になってしまっていますが。実際この14ページ、これが、今までどちらかというハウスの栽培向けの商材の説明だったんですが、露地栽培向けのものになります。イメージとして、露地栽培やられている方って自分たちのおうちだったりとかの半径1キロ、2キロ以内というのが多くて、その中で、例えば家で光回線を使っているよとか、インターネット回線を使っているよといったものを利用して、例えばですけども、こちらの送信機って書いてあるほうですね、圃場のほうの送信機って書いてある場所にこういった機械をつけさせてもらって、その上で家につけているこの受信機っていうところを通信させて、そこから遠隔で見られる仕組みをつくっていくといったサービスになります。違いとしては、本当にこのカメラとかそういったものが、どうしても省電力で太陽光発電でやっているのです、動画とかそういう大きい容量のものが送れないだけで、例えば環境のセンシングという意味で、例えば温度だったり、そういう湿度だったり、そういった機能としては見られるといったサービスになります。

次のページ、よろしいですか。

これが実際露地栽培向けで、ちょっと先ほどお話しさせていただいてしまった〇〇〇〇様の桃の防霜対策として導入させてもらっている事例なんですけれども、実際このセンサーを圃場にたくさんつけることによって、今まで霜が出そうな時期って、組合員様たちが当番制で60名体制でぐるぐるぐるぐる圃場を回って、その上で霜が出そうになると、こちらの絵にあるように火をたいて対応していたと。それがやはり省力化していかないと、どんどん人口が減ってきているので何とかならないかといったところで、こういうセンサーを使って、霜が出るタイミングだけ行く、アラートが出たらその圃場に駆けつけて火をたくということをした結果、今3名体制で運用ができるようになったという事例になります。

最後なんですけれども、18ページ目よろしいでしょうか。

今までちょっと果樹とか野菜とかそういった話が多かったんですけども、それ以外にも、今お花だったりだとか、よく特にダリアとか菊とか、そういう光をよく使うような作物ですとか、あとは養豚場、養鶏場、こちらだと米沢牛とかも有名だと思うんですけども、牛の発情の時期だったりというのを見きわめるとかそういったものでも、こういうIOTの機器というのは今どんどん導入されてきているというものがございます。

また、AIを活用した農業法人様とのトライアルといったところでは、本当

にこちら作業台車のほうにカメラとかをとりつけて流すだけで、色から形から勝手に判別して、いつぐらいに何がとれるかというのを図示されて、そのタイミングでパートさんを雇う数だったりだとか、あとはバイヤーさんにどれぐらい出せるかっていうのを決めていくといったようなものも、今山梨の〇〇〇〇さんというところでトライアルさせていただいています。

あと、こちら山形県だと水田とかも盛んだと思うので、水田の水位センサーとして先ほどの機能とかを使って、その水の水位の高さによって危険を知らせるアラートを飛ばすといったサービスも今はでき始めております。

あと鳥獣害、参考事例なんですけれども、次のページですね。鳥獣害で、例えばイノシシとか猿とかが登場したときに、それを例えば市としてこういう、右側のほうに地図があると思うんですけれども、地図と連動させてどこにどういったものが出たよという情報が自動で入ってくるような仕組みというの、今は私たちは〇〇〇〇さんと一緒に連動してやらせていただいております。

済みません、ちょっと時間過ぎてしまいましたが、簡単でしたが説明させていただきました。実際21ページ目に〇〇〇〇がやっているIOTの取り組みというものが全てこのURLに、お時間あるときに見ただけであれば入っておりますので、参考にもさせていただいております。

済みません、本日はありがとうございました。

目崎補佐

ありがとうございました。

では、せっかくの機会ですので、何かご質問ございましたら。会長どうぞ。

会 長

実際に山形県で利用している農家さんはおられますか。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 今こちらちょっと飛ばしてしまったんですが、済みません、福島モデルにしてしまったんですけれども、実はセルリーで〇〇〇〇さんが今導入してくださっていて、セルリーの生育の管理のためにこういうセンサーをつけております。

会 長

セロリ。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 セルリーらしいです。セロリって言うと怒られてしまってますね。

会 長

はい、わかりました。

目崎補佐

ほかにございますか。

これは携帯電話が使えるところだと大丈夫なんですか。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 そうです。

会 長

経営ではどうですか。経営というかそういったセロリ、そういうのを使得どのぐらい、（「収量が上がっていくか」の声あり）収量ではなくて、設置経費とか。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 費用ですか。費用は、済みません、きょうは販売ではなくて紹介だったのでちょっと割愛させてもらってしまってたんですが、（「17ページ」の

声あり)一応12ページに、まずハウス向けのやつとしては、組み合わせによってちょっと金額が違ってきてしまうんですが、マックスかかる金額がこちらだと思っていただいて、例えばですけれども、こちら上から2番目、Wi-Fiって書いてあるところです。ギガらくWi-Fiハイエンドという、これを買取りにするとまず26万円かかるとかっていうのはあるんですが、レンタルにするとまずその初期費用はかからなくて、右側のほうの5,900円というのが月額かかってくるとか、そういう組み合わせによって金額はちょっと変わってきます。カメラとかもこれはセットなわけではなくて、使う使わないによってそのカメラの金額がなくなったり、例えばどうしてもセンサーが必要だと僕らが思っている、実際はセンサーは要らないけどカメラが欲しいっていった場合はこのセンサーの20万円というのとはなくなったり、そこは農家さんたち次第によって金額は結構変動してしまうというのが実際でございます。

目崎補佐
9 番

上村委員、果樹のほうで何かございませんか。
今お聞きした中で、鳥獣害対策にも使えるよということで聞いたわけですが、「カメラはですね」の声あり)そのカメラだけ単体の利用も可能だということですよ。(「そうです」の声あり)それを例えば、余り最先端化しないで、カメラの機能を使って、例えばどういうようなところからどういうような獣というか、「イノシシが来たりとか」の声あり)そういったような最初の現状というか、どういう状態なのかを調査するというか、それから対策ということになるんでしょうが、そういうカメラだけでも可能なんですよ。

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 可能でございます。だから、あとはやっぱりそこら辺をどういう設置方にするとか、どこら辺を見たいかによって、この設置地とかにも僕らが当然行かせていただいて、どこかベストかというのを一緒に見ていただいて設置場所は決めるようになりますが、カメラだけで導入も可能です。

9 番
目崎補佐

ありがとうございます。
済みません、きょうは時間もない中、大変駆け足でご説明いただきまして、ありがとうございます。

わからない点がございましたら、先ほどご紹介いただいた問い合わせ先、あとは事務局のほうにお問い合わせいただければ、うちのほうで〇〇〇〇様のほうに事務局を通じていろいろ資料請求とかいたしますので、よろしく願いいたします。

では、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、ありがとうございました。(拍手)

〇〇〇〇・〇〇〇〇氏 ありがとうございました。

私、東北6県とか全部JA様の自治体全部回らせてもらっていますので、ほかの県の情報とかそういったものも今後引き続きご提供させていただこうと

思っていますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

目崎補佐 これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は江口益美委員、樋渡由美委員、高橋秀治委員、菅野英一郎委員の4名であります。19名中15名の出席でありますので、第16回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、17番 大野澤進委員、18番 鈴木晃子委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局ありませんか。

目崎補佐 (挙手)

議 長 目崎補佐。

目崎補佐 議案の訂正はございませんので、よろしく願いします。

農事相談で議案関係について出ました質問とかご意見について申し上げます。

議第5号の農地法第5条の許可申請についてですが、浄水管理センターの西側の開発行為の関係です。既に開発がされている東側の住宅団地とその道路がつながるのかというご質問ですが、これはつながらなくて、東側の団地は東側の道路ということでございます。

あと、その他で農地中間管理事業に係るマッチング案の確認を出しておりますが、ここでマッチング案で借地料が高いからということで、〇〇〇〇に多くマッチング案がいつているが、その周囲の農家にも公平に借りる機会といいますかそういったことを与えるマッチング案の作成も必要でないかと、そういったご意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

議 長 それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号35号から36号の計2件です。申請人及び土地の表示等について

は記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ7筆 889.00㎡、合計も同様です。

受理番号35号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成2年10月ごろです。申請理由は、平成2年10月ごろから住宅や小屋等を建築し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号36号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成5年ごろです。申請理由は、平成5年ごろから耕作しておらず、現在は原野となっているためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はございませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。平成30年10月15日に行われた第15回米沢市農業委員会定例総会で審議された農地法第5条第1項の案件について、受理番号30号は一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会にかかわるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付と同日許可が原則であり、答申書を下記の日付で受理したことから、同日付で許可しました。5条 受理番号30号 事業主 ○○○○、太陽光パネルの設置、許可日 平成30年10月17日。

以上、ご報告いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。それでは、議案の内容につい

て、事務局の説明をお願いします。

仁科主査
議 長
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第5条第1項の規定により委員会に認定の可否を求めます。

申請人 住所 ○○○○○○、氏名 ○○○○、作付作物は雑穀となっております。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

この件について、担当地域の代表委員から営農計画表の報告をお願いいたします。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

1 5 番。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

農事相談の折に話を伺いましたので、私からご報告申し上げます。

○○○○さんは、今まで受託作業としてデントコーンの播種から刈り取りまでということをやっていたんですが、みずからもそういったことを農業を通してやっていきたいということで、今回農地を借り受け新規就農者になりたいということで依頼がありました。デントコーンを作付しまして、△△△△さんのほうに販売するという計画のようです。なかなかデントコーンというと、私たちのほうではちょっと問題が多くありまして、かなりの議論をしたわけなんです。今回の○○さんには新規参入ということに関しては特に問題がないということですので、このまま受理して、新規就農者として認めていただければと思います。

よろしくお願いたします。

議 長

それでは、新規就農申請者 ○○○○氏についての質問はございませんか。

これ雑穀ってなっているんだけど、飼料作物なんですね。

1 5 番

第3ブロックのほうでも、雑穀でいいのかということちょっと疑問が出ましたので、調べてもらったんですが、取っかかり上という変ですけども、そのデントコーンという特定、それ以外にもいろいろ可能性があるということ雑穀という表示になっているそうです。特に作物については問題ないということで回答を受けております。そのうちもしかすると田んぼにという、私たちが淡い期待があるんですが、そういった中での説明でした。

1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

1 4 番。

1 4 番

1 4 番 高橋です。

今このデントコーンの栽培ということで、前々から委員会でも周辺農地への影響とかいろいろ問題視されている中で、またこういったつくるということであったわけですが、周辺の農地への対応とかそういった説明はございましたか。草刈りとかそういう点検をするとか。

1 5 番
議 長

(大橋久芳委員 挙手)

1 5 番。

1 5 番

ここにも書かれていますが、一応2回をするということのようです。ただ、農事相談の中でも2回ではちょっと大変だ、被害が出やすいということで3回してほしいという意見も出まして、佐藤利夫推進委員のほうで現在デントコーンをつくっているということで経験もありまして、指導もしてもらおうということでお願いしている過程もあります。

議 長

そのほかございませんか。

1 9 番
議 長

(田代昇一委員 挙手)

1 9 番。

1 9 番

1 9 番 田代です。

当日私もおりまして、推進委員の方もいらっしゃって、推進委員の方の1人は元農業委員の方で、私はよく話の内容がわからなかったのごめんなさいという言い方しかないですが、農業委員会として△△△△さんの今回ずっと広がっている作物について対処はどうしているんだというふうな、大分語気を荒げてお話をされてました。

私は過去のことはわからないんですが、ちょっと言ったのは、ここで今回申請しております〇〇さんは四十数歳で、農業委員会憲章でいえば新規参入者の意欲ある担い手の育成確保ということですから、申請されている方は意欲がある。あともう一つは、そこにつくらなければその土地はどうなるんだと。部長で推進委員の△△さんは今まで水田つくっていたところにデントコーンをつくるんじゃないで、そこは違う穀物をつくる。持ち主が経済的ないろいろなことがあって話をかけて、そして今回のお話になったという経過もありました。ですから、心の中で「おまえらそう思うべ」と言うのと、規則にのっとってちゃんと申請したという話は全く別なので、市を挟んで質問されたかどうか、その推進の方はわからないんですが、何も悪いことはしていないと私も思いました。

ただ、私お話し申し上げたのは、申請書の中で農地を借り受けデントコーンの栽培を行いたいということでずっと話を聞いていたら、本人はデントコーンの栽培の経験はないと。ただ、委託されて刈り取りはしていると。ちょうど私は窪田の一番の端の矢野目というところにいますが、その近辺にはデントコーンありませんから、虫の被害なんて正直身をもってわからないんですよ。ただ、

この委員の中でああつと行ってこられて、2回では少ないよという話がありましたので、私は2回では少ないそうですと、虫は脇の田んぼに来るそうです。あなたは2回とは言わず3回も4回もして、脇の田んぼに虫の被害がないように努力してくださいと。そして、あなたがこれからやろうとしていることで結果が出たことを、そのほか米沢全般にデントコーン植えているだろうから、そこへこうしろと、こうすると脇の田んぼに被害行かないぞというふうにスポークスマン的なモデルにしてくれと、そうしたら我々も協力するよというふうなことも一言添えました。ただ、いいことをやろうとしても脇の田んぼが被害をこうむっちゃ困ると、ちょうど同席者の佐久間委員もそうでしたけれども、外面はデントコーンしか見えないけれども、中へ行くといろんな草があつて、そこへ虫が来るんだと。そいつを退治しないと脇の田んぼへ被害が行くからという言葉も添えられて、その場では頑張れというふうな激励となりました。

以上です。

議長

そのほか質問ございませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、〇〇〇〇氏について、新規就農申請者として認定することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、〇〇〇〇氏について、新規就農申請者として認定することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。退席案件はないですね。

それでは、受理番号34号から43号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議長

須貝主事。

須貝主事

議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

今回、受理番号34号から43号の計10件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田42筆 101,845.00㎡、畑2筆 4,754.00㎡、合計が44筆 106,599.00㎡です。

受理番号34号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号35号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

ただいまの説明について、意見並びに質問はございませんか。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

2番 小関です。

42号についてちょっと質問したいんですけども、貸人が○○○○君、借人が△△さんという人の契約だったんですけども、ここをもう解約すると。実は△△さんは新規就農でこの土地を借りたんです。新規就農というのは、△△さんは住宅を買いたいんですけどもその周りに畑があって、新規就農しなければその畑も買えなかったということで、○○さんから借りて新規就農する条件の面積をそろえた。ですけれども、これ解約してしまったということについてはどうなんだろうかなど。何か規定がもしあれば、何年かたったら解約してもいいという規定があればいいんですけども、そういう規定がなかったらそういう状態が、多分今までも新規就農者でそういう条件で無理して新規就農者になった人も多分いると思います。ですので、そのときのこういう状態ではいいのかということもありますので、その辺についても教えていただきたいと思うんです。事務局でその規定がもしあったら、解約して悪いかいいとか。

仁科主査
議 長

(挙手)

仁科主査。

仁科主査

新規就農の部分では、3年は作付するという条件がございまして、解約の部分に関しては特別明記はなっていません。その期間中につくらないということであれば解約条件にはなりますけれども、3年間つくるとというのが最低条件になっていますので、その後解約しても規定上は問題ないという認識でおります。

2 番

わかりました。3年間だけつくればあとは解約してもいいとなれば、じゃあ実は自分の買ったうちの周りの畑は買ったんです。でもそのほかはその面積になるまで借りたと。だから、3年過ぎたら返せば、そのところも自分のものになったと。新規就農ではないと、目的が新規就農ではなくてあくまでもその土地を求めるために、そういうクリアするためにここを借りたんだということになると思います。

ですので、例えばちょっと別な話で申しわけない、ちょっと関連ありますので。空き家があったと。周りに畑があったと。その家を求めるときに、屋敷ですと畑もついて求めなくちゃならないときに、無理して新規就農者にしなければならぬということではないと思います。ですので、空き家つきの農地は別として考えていかないと、こういうことがまた起きてくるのではないかと思いますので、下限面積とかいろいろあって、その中で特段面積とかいろいろ設定の仕方、農業委員会で決められますので、その辺も一緒に考えた決め方をしていく必要があるのではないかと思います。その辺もこれから委員のみんなでちょっと頭の中に入れて考えていきたいと思います。

宍戸局長
議長
宍戸局長

(挙手)

局長。

ただいま農地つき空き家という話が出ましたので、若干この部分について触れさせていただきたいと思います。

県内の空き家に伴いましてその付随する農地、こちらのほうの管理が行き届かないというケースがかなり多くなってきています。県内35自治体あるわけですけれども、その中で、先ほど職務代理も触れられましたが、別段面積、いわゆる空き家に付随している農地の別段面積を、今市内全部30アールにしていますけれども、これを特にさらに下げるといふふうに対応している農業委員会が7農業委員会ございます。全体の傾向としては、やはりその別段の面積、空き家に付随した農地という部分になりますけれども、これを下げていかなければならないと。何とかその遊休している部分をなくしていきたいというのが県内、極端な話、全国がそのようなイメージになっているかと思います。

農業委員会においてもその辺の議論をしていただきたいと、私どもの考えとしては持っておりますが、その空き家に付随している農地がどれぐらいあるのかということをもっと掴まないと皆様の議論も進まないと思っておりますので、今その作業を少しずつ進めております。

そういうわけで、資料の準備が整いましたら、皆様にこの空き家つき農地の部分の別段面積をどうしていくのかというところを改めてご提案させていただきますので、そのときは、なおご協議をよろしくお願ひしたいと思っているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長

今の局長の説明について、何か皆さんからありますか。

では話を戻しまして、農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、皆さんのほうからそのほかに質問はございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号34号から43号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号34号から43号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号76号から78号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号76号から78号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田5筆 7,499.00㎡、畑1筆 35.00㎡、合計6筆 7,534.00㎡です。

受理番号76号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号77号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号78号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

15番。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

私から76号についてご説明申し上げます。

10日の日、〇〇さん宅に伺いまして話を聞いてまいりました。〇〇〇〇さんも高齢になったということで、息子さん、お嬢さんがいらっしゃるんですけども、その方も体を悪くなさって農業をこれからできないということで、今回△△さんのほうに買っていただくということで話が決まったところです。場所的には、上小菅と挙がっていますが京塚という集落で、落合っていう沢沿いの誕生川沿いの農地です。ちょっと条件は悪いですが、そこで△△さんが購入して営農するというこのようです。特に問題ございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

4 番
議 長
4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

4 番。

4 番 遠藤です。

では、私のほうから77号と78号をご報告いたします。

これ両方とも売買の案件であります。11月2日の日に、〇〇さん、あと△△△さん、同じく〇〇〇〇さんにお話をお伺いしました。

最初に77号ですけれども、場所については〇〇〇〇、プールがあるわけですが、そこの東側に位置しております。近辺〇〇〇〇さんも作付しておりますので、問題はありません。そして、△△さんはお父さんを亡くされてからお孫さんと暮らしていて、大分高齢になっておりますので、将来を考えて売買ということになったのであります。問題ないと思います。

78号であります。これは現在デントコーンを作付している〇〇〇〇という場所でありまして、農業委員会で視察研修を行って眺めました、あそこのちょっと離れた一角であります。そこを借りておりましたけれども売買ということで、引き続きデントコーン栽培をするということでありますので、これも問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、受理番号76号から78号までについて、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号76号から78号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号76号から78号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議

題といたします。

それでは、受理番号8号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号8号の1件で、田のみ1筆 69.00㎡、合計も同一でございます。

受理番号8号 申請人 ○○○○ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(4台)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
9 番
議 長
9 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

地図とあわせてごらんください。場所は○○○○です。市道だと思んですが、これ○○○○から大体二、三百メートルくらい○○○○に入った、○○○○といえますか、入った場所であります。○○さんと現地のほうを調査したんですが、○○さんの自宅の駐車場が大変狭いので、ちょっと離れているんですが、この斜線のちょっと、何ていうか台形でもないかな、その場所を駐車場に転用したいというお話でした。事前着工なんかはもちろんしていませんし、周辺に与える影響もないと判断しましたので、よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、受理番号8号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号8号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、受理番号8号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号39号から46号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長
渡部主事

渡部主事。
議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号39号から46号までの計8件で、田10筆 12,773.00㎡、畑8筆 1,822.53㎡、合計18筆 14,595.53㎡です。

受理番号39号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号40号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の拡張です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号41号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号43号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は介護施設の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号44号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸し資材置き場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号45号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(9区画)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号46号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
7 番
議 長
7 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

39号、40号、42号について調査結果を報告いたします。

3案件とも、渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりであります。また全て3種農地で、都市計画法の用途地域内にあります。

初めに39号ですが、売買により申請地へ一般住宅を建設するための申請です。申請場所は〇〇〇〇地内で、〇〇〇〇からちょっと西側に入ったところに位置しております。11月5日に現地を確認し、代理人の行政書士さんに電話でお話を伺いました。隣接地に農地はありますが、事業計画上影響はないと思われまます。また事前着工等もありませんでした。

続きまして、40号です。40号は売買により申請地で駐車場の拡張をするための申請です。申請地は〇〇〇〇地内、〇〇〇〇の西側、〇〇〇〇の南側に位置しております。11月5日に同じく現地を確認し、代理人の行政書士さんから電話でお話を伺いました。隣接するところに農地もありません。また事前着工等もありませんでした。

続きまして、42号。42号は売買により申請地に一般住宅を建設するための申請です。申請場所は〇〇〇〇地内、〇〇〇〇の西側に位置しておりました。こちらも11月5日に現地を確認し、代理人の行政書士にお話を伺いました。付近にも農地はありません。また事前着工等もありませんでした。

以上3案件、ご審議よろしくお願ひします。

議 長
1 7 番
議 長
1 7 番

41号。
(大野澤進委員 挙手)

17番 大野澤委員。

私のほうから受理番号41号と43号をご報告いたします。

渡人、受人、地番、地目、面積は議案書の記載のとおりであります。

去る11月7日午後ですけれども、〇〇〇〇氏宅を訪れ、奥さんでありましたけれども一緒に、申請地は〇〇〇〇さんのちょうど東側、ちょうど隣になるわけですけれども、そこを奥さんと一緒に現地確認しました。現地は今まで大豆をつくっていたそうですけれども、11月7日現在では整地された状態でありました。この場所を受人である△△さんが住宅を建設したいという趣旨の話があったそうなので、それを〇〇さんがお売りしたということで、事前着工もなく何ら問題もないというふうに思われます。ご審議のほうお願ひしたいと思ひます。

また、43号でありますけれども、渡人、受人、地番、面積等は記載のとおりでありますけれども、同じく11月7日午後、渡人の〇〇〇〇氏宅を訪ねまして、息子さんであります〇〇〇〇さんに話を伺ひました。申請地は〇〇〇〇の西側になりますけれども、長井の方に8年前から土地を貸しておったそうです。長井の方はタラの芽の栽培をやっておられまして、ちょうど11月7日、その現地へ行ってみましたらば、ちょうどタラの木を伐採して機械でその根っ

こを掘り起こしておったということで、更地として返す約束だということでそういう状況でありました。この申請地を〇〇〇〇で介護施設の建設をしたいと。これは一応〇〇〇〇では〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇ということで、3つの園を経営しているということであります。行政書士の〇〇さんに電話で確認しました。現在の園舎は35年ほどたちまして老朽化も進みということで、また現在地は土砂災害の危険区域に入っているということで、同じ場所に建てかえることができないため、この申請地をお願いしたということだそうです。何ら問題ないのかなということ判断したんですけれども、事前着工もなく何ら問題もないというふうに思います。ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

次、44号。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

2番 小関です。

44号、45号、46号についてご説明申し上げます。

44号から46号までの土地については、同じ〇〇〇〇さんの土地であります。地図を見ていただければ、大変複雑な状態でありましてけれども、これ全て〇〇さんの土地だと。3つの申請になっておりますけれども、同じ行政書士の方と見た造成地でございますけれども、こちらが代理申請しておりますので、その方に来ていただいて、現地を見ながら説明を受けてきたところでありまして。

44号については、これは〇〇〇〇のほうへ行く道のところから細長く行く場所でありまして。アパートありますけれども、その上の今田んぼってありますけれども、これ3月に申請して、4月に造成をして、もうほとんど今家が建っているという状態で、もう売ってしまったという住宅地であります。それで44号については、ここは資材置き場とか、例えばダンプを置いたりというようなところで、これを建設会社に不動産会社の〇〇〇〇が貸しつけをするというようなことだそうです。

それで、45号についてはこれは住宅地にすると、9区画を分譲するということです。

46号については、△△さんがこれ自分でダンプかなんか使って建設業をやっておられますけれども、そのダンプを置いたり、資材を置いたりというような場所にするとということで、3つ続いておりますけれども、3つそれぞれの議案の提出になったということです。現地については、これ草刈りをちゃんとされていて、作付はしていませんでしたけれども草刈りはしていると。何年か前から、聞いてみますと作付しないで草刈りだけをしていたということで、〇〇さ

議 長
2 番
議 長
2 番

んについてはそろそろ草刈りも限界だということで、これを売りたいという話で承認をしたいという話の中から出てきたようであります。事前着工もないです。私は許可相当と思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、受理番号39号から46号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号39号から46号まで、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号39号から46号まで、許可することに決定いたします。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から4号までの計4件でございます。内訳につきましては、相対による売買が3件、相対による賃貸借の新規が1件でございます。申請人、土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積につきましては、田のみ29筆 30, 236.00㎡、合計も同様でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合しているもの、農用地を効率的に利用できるもの、農作業に常時従事することが認められるもの、権利を有するもの全ての同意が得られているものの、各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

 以上で提出案件についての審議は終了いたしました。

 次に、その他 農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について、事務局の説明を求めます。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 では、ページ番号11ページをごらんください。

 農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について。こちらの案件につきまして、農地中間管理機構へ申し込みをいただいた案件のうち10月末までに農地利用最適化推進委員によるマッチングが成立した案件を入れております。

 内容を確認していただきまして、来月農用地利用集積の案件及び議案として上がってくると思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について、異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について、議案書のとおり確認いたしました。

 次に、今定例総会より始めます農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として皆様に発言いただきたいと思ひます。

 初めに、2番 小関職務代理者お願いたします。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 実は10月31日でしたか、我彦委員とともに、荒廃農地の再生の事例発表会が仙台の合同庁舎でありまして、2人と事務局1名、の3名で行ってまいりました。

 事例発表ですので、それぞれの再生した事例を見てきたところでもあります。山形県からは温海町の、今は温海町ではなくて鶴岡市ですけれども、その温海

地区の事例の発表がありました。もう一つは、岩手県の実例の発表で、3つ4つあったんですけれども、特に2つがちょっと印象に残ったものですからお話をし、荒廃農地の再生に向けたお話をしたいと思います。

温海町については、株式会社の法人を立ち上げてしたようで、農地の保全会というような名前で株式会社をつくった。温海町にも耕作放棄地があったり、あるいは後継者がいなくて離農するような場所が結構あったということで、それを何とかしようということで、それをやると。じゃあどこか誰かが中心となってやらなきゃいけないんですけれども、そこはJAの職員、営農指導員だそうなんですけれども、その人が中心となって取り組んだ。そしてその株式会社の部長という肩書の中で、JAからの出向でそこでやると。そして荒廃農地の再生なりをやってきたという内容の発表でした。JAが主体となって取り組んだという話なんですけれども、その人、営農指導員個人の働きがすごくいいのかなという気がしたところです。

まず一つ、考え方としては、その荒廃するところをなくすより、ただ保全するために草刈りやったりどうこうじゃなくて、それを利用して収益を上げていく、所得を上げていくという考えを徹底させた。そうしないと長続きしないということで、その株式会社の中でそういう取り組みをやって、収益を上げて、地元からの雇用も生んできた。それが認められることによって、じゃあ私も離農したいという人がいて相談に来てもらったりして、その農地を集約していった。そして従業員というか、その中で来ていた若い人たちがその地区の後継者となって独立していったという話も聞きました。

ということで、やっぱりただ単に耕作放棄地を草刈りしたとか何かではなくて、いかにそこから所得を上げていくかということまで考えないと、なかなか持続してそこを管理していくというのはできないということのようでした。

もう一つは、岩手県の岩手山の麓ですけれども、そこについては行政の農林課が中心となってきた。荒廃地を、軽微な土地改良区といいますかそういうのをやりながら、そこに何か作物をつくってということをやったというのは、それは行政が主体となってやったようです。

農業委員会でこのような遊休農地にもかかわっていたんですけれども、意向調査をやっただけで終わらせるんじゃなくて、農業委員会の委員みずからしろとは言わないけれども、やっぱりそこにJAなり行政が積極的にかかわることによって再生してくるということでもありますので、やっぱり農林課あるいはJAと一緒にやりながら考えていくということも一つの手段ではないかと思ってきましたところ。

いろんな、JAもあったんですけれども、特にその2つが印象的でした。農業委員が中心となってという話が全然なかったんです。やっぱりJAとか行政

という中でというのでしたので。

ただ、農業委員が、どこの町だったかな、推進委員の人がかかわってやったというのもありました。農業委員がかかわってというのはちょっと出てこなかったけれども、出てくるなら推進委員というようなことしか出てこなかったようなので、今後の推進委員の農業委員会の活動の中でもちょっと考えていかなければならないことじゃないかなと思ったところでした。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

では、質問とかやりながら。

目崎補佐

発表いただいてから、後でまとめてお願いします。

議 長

きょう江口委員欠席でありますので、4番遠藤伊一委員。

4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

4番。

4 番

さっきは江口さんで言っていたから、こうだって。だけど忘れておまして申しわけありませんが、2つほどじゃあ、ちょっと農業委員とかけ離れていることもあるかと思えますけれどもお話しさせていただきます。

1つは、やっぱりさっき会長からのご挨拶の中でも、今年度は米はとれなかったということで、共済組合さんも届けている方は少ないということで、今年度は農業所得がかなり減になるということも考えられます。それで、やはり来年度からある収入保険制度というものを前向きに考えるべきかなという思いがありまして、掛金の問題でもう少し入りやすいような掛金であればみんなが入ってくれるんじゃないのかなっていうふうなこともありますので、その掛金の見直し等ができるならばそれをお願いしたいというような要望と、もう一つであります。最近米沢市では全然話題になってきませんが、ふるさと納税というのがあって、米沢のABCということで会長も一生懸命やっている米沢牛も返礼品の一つということで、去年は32億円だか35億円だったか、米沢市にふるさと納税が入っているわけでありまして、現在何ぼ入っているかなというふうには、私わかりませんが、ものすごく低い金額しか入っていないと思われまして、そこら辺やはり米沢で地場産を、米沢牛はもちろんですが、ABCをもう少しやっぱりPRをして、返礼品にして、米沢市が潤う、そして俺たち生産者も潤うというふうな、そういう返礼品の見直しも、もう少し農産物のほうにも力を入れれば、消費者の方もきっと乗ってくれるんじゃないかなと考えましたので。今現在、ふるさと納税何ぼくらい米沢市であるのかなって。ちょっと事前に言っておかなかったのだからわからないと思えますけれども、私はちょっとわかっていますけれども、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。質問というわけじゃないけれども。

議長 では、2番の小関職務代理からは、10月31日に行われた仙台での遊休農地解消の講演会、発表会に出向かれたということの感想について。あと遠藤委員からは、収入保険がこれからは大事になっていくわけですが、掛金等をもっと減額してほしいものだなということ、ちょっと下火になったふるさと納税について、その返礼品の見直しについてが、話題提供ということでございましたが、この件に関して皆さんのほうから何かありましたら、お願いしたいと思います。

6番議議長 (二宮啓一委員 挙手)

6番。 6番

ちょっと情報提供ということですので。

今回思った以上に米の収入が上がらなかったということで、米沢平野土地改良区でも来年度の賦課金、今4,400円の賦課金をいただいているわけですが、そのちょっと幾ら減額できるか見直し作業に入りましたので、その辺ご報告いたしたいと思います。(「すごいな」「安くしてけんのか」の声あり)

議長 ということで、米がとれないということもありましたので、そういった土地改良の賦課金を見直しというような話であります。大変ありがたい話でありますので、いっぱい減額していただきたいと思います。

大橋委員、何か今の2人の話を聞いて。

15番議議長 (大橋久芳委員 挙手)

15番。 15番

余り話すと、今度は私の話するときの話題がなくなるので黙っていたんですが、今小関委員が言ったように、農業者だからこの荒廃農地を何とかしなければいけないというのはそれは当然なんだろうが、やっぱりなかなか行って実際にする余裕がないというのが現状ではないのかなって。やっぱり外へ行くと自分の仕事をできなくなるというか、ほとんどの人が自分の仕事と各地区ごとの組織というのを両方やっているような方が余計だと思って見えています。やっぱりそういった人たちがまたそのほかに動くことになると、なかなか集まる機会というか、おっくうになるという大変なけれども、自分の仕事がおろそかになるというのはちょっと頭をよぎったりして、なかなか前に踏み出せないような状況があるんじゃないかなと思って。誰かが、市の職員だったり、農協の職員だったり、そういう人が音頭をとってやっていければ本当にもっと前に進むのかなと。

極端な話をすると、農業委員もこのようにいるわけなんですけど、もう専従の農業委員を置いて、その方が主にやっていくような体制があれば、まだまだ進むんじゃないかなと。(「職業農業委員か」の声あり) そういうふうに私思っ

ていまして、やっぱり農業者が、昔みたいに面積少しである程度収入あったから俺できるというので、昔の農業委員だと篤農家とかそういったところの地主っていう方たちがなっていたようなんですが、今は第一線で働いている農業者がやっているということで、そういった何か本当に動きやすいような、動ける人をピックアップして任命するみたいな、そういった考え方もあっていいんじゃないかと。言ったように、農協の職員が出向で来たりとか、行政の方が出向で来たりというようなことが、本当にこれから考えていくのに必要になってくるんじゃないかなとは思っています。

議 長

ありがとうございました。

なかなか、今大橋委員がおっしゃったように、自分の経営はしなければいけないし、あと地域の役はしなければいけないし、農業委員はしなければいけないということで、昔だとやっぱり一人一役みたいな形で、農業委員するとはかの振興組合だの町会だのってすることなかった時代があったんだな。今は農業委員だって何もかにも、土地改良から何からみなしなんねわけで忙しいというのはそのとおりだと思います。その専従農業委員というのは必要か。（「常置」「大橋さん、何ぼだといい」の声あり）

では、そのほかありましたら。

2 番

自分で言って自分で質問しますけれど。

先ほど言いましたけれども、実際前に言ったけれども、関地区で法人化を目指してやりたいと、耕作放棄地も解消してやりたいという構想があれば、じゃあ具体的に進めようとしたって、やっぱり行政としてどんな協力の仕方があるのかというのを本当に考えていかないと、なかなか前に進まない。予算をつけて補助金をやっぱりある程度出しながらやると。じゃあつくった品物についてはどうするかと。自分たちで何とか処分できないものについては、やっぱりJAなりに協力していただいて、販売ルートとかいろいろものを考えていって、総合的に支援していかないと、なかなか前に進まないということもありますので、地元の農業委員の方が関のほうへ言ってもらって、少し話を聞いてみて、その橋渡しくらいはできると思いますので、成功例になれば、またどこかの地区でそういうことも出てくると思いますので、ひとつ一歩ずつ前進して、よろしくをお願いします。

議 長

関の話ですけれども、南原コミセンの関分館というところで、毎週土日、あと旗日の日にソバを提供して、女性の方と男性の方、十二、三人いるんだよね。そういうので今やっています。そして何とか、今小関職務代理おっしゃったように、法人化に向けて今準備をしているところだそうですが、その後話は聞いていないわけですが、いろいろな料理も、料理というかソバと一緒にいろいろおかずみたいなものも一緒に出すのを、ことしの春先に試食会みたいなのがあ

って、私もちょっと呼ばれて行って、普及センターとか、県、あと市の農林課も一緒に呼ばれて、かなり普及センターあたりで指導はしているみたいでありますので、だけれども年配の人ばかりだよな、メンバーな。だからその辺。そういうことで遊休農地解消に向けてソバを植えてやっていくと、そして販売までするということでもありますので、山王堂委員が担当でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 6 番

ソバ刈りはやっています。ただその管理する人が、やっぱりもっと管理が手回らないみたいで、大変みたいです。

議 長

では、なかったら話題提供について終了してよろしいですか。

全 委 員

はい。

議 長

そのほか皆さんのほうから何かありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、以上で本日の第16回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

その他、事務局からの連絡等はございませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

農事相談でいろいろご要望があった議案以外のことを申し上げます。

まず、年明けの1月21日の農業委員と推進委員と年金代議員の合同研修会の内容を教えていただきたいということですが、来月の農事相談で要項などをお示ししたいと思います。

あと、農業者年金の加入推進に当たりまして、今までは未加入の方のリストをおあげしていたんですが、逆に加入している方のリストをいただいて、その人以外に推進加入を図りたいというご要望ですので、地区ごとの名簿をきょうお配りしております。政策支援制度の内容についても教えてほしいということですので、チラシを同封しております。

あと、農地転用にかかわって、完了報告書の未提出者などへの対応ですが、今までの許可証の写しがほしいと、それがなくなかなか話ができないということですので、それをきょう配付しておりますのでよろしくお願ひします。事務局が提出した依頼文書も見てみたいということですので、あわせて配付しております。あと、なかなか古いもので、自分が手がけたもの以外は催促がしにくいのでというお話でしたが、事務局のほうでも今までやってなかなか出てこないものですので、このたびは何とかご協力をお願ひいたします。

あと、来週月曜日の年金協会の研修参加者はどれくらいかということですが、参加者は12名でございます。そこに職務代理と須貝と私がまいりまして、総勢15名ということでお願ひいたします。

あとは、農業委員会の手帳が欲しいというご要望ですので、これちょっと市の予算がないので積み立てで買うのか、次回の運営委員会に諮って決めたいと考えております。

あと、あした農業委員会大会がございますので、正午出発でございますので、時間におくれないようによろしくお願いいたします。

この後広報委員会ですが、その時計で11時20分から開始したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長
19番
議 長
19番

今の事務連絡について、質問はありませんか。

(田代昇一委員 挙手)

19番。

この間の農事相談で、平成30年完了未報告リストを頂戴したことを今補佐が話された。(「はい」の声あり)窪田と塩井と第3は全部で数件あったと。このときの条件として、申請する人はこういう目的でこうしますという書面をもって、この場でオーケーとなって許可を与えたというときの工事完了期間というのは1年なんですか。その内容にもよるんですか。まず質問、よるんですかという質問。

あと、義務的に本人が申請する、ここにも書いてありますが行政書士としてなりわいとしている人が申請する、そこにも条件はつけて許可の文書を与えているんですか。

あともう一点、農事相談でも言いましたが、この任は私正直言って農業委員がするということは最終手段だと思いますよ。これは日々の業務をやっている事務方が書面を受け取って、1年たったねとか、あれ1年たっても出ないから催促しようとか、次また1年、今のパソコンだったら幾らでもできるでしょう。それで私は、事務方がする任務だと思いますが、いかがでしょうか。

議 長
渡部主事
議 長
渡部主事

今19番委員から、3点について質問があったわけですが。

(挙手)

渡部主事。

それでは、3点の質問についてお答えします。

まず、完了期間につきましては、許可証の写しの中段に書いております事業完了予定日にその申請時点での工事が完了する日程が記載されていますので、そちらの日付がこちらで把握している事業の完了予定となっております。基本的に許可してから1年が事業完了予定ということでこちらとしては捉えております。

質問の2点目につきまして、許可証を交付する際に事業完了報告書の提出については指導をしております。その様式については、許可証をお渡しする際、

個人申請であれば個人に、委任を受けた行政書士であれば行政書士にそちらをお渡ししております。

3点目につきまして、こちら事務方としてすべきことはこのお願い文書で依頼をしているものでございます。9月26日付で事業者に対して交付しております、それでも来ていない方がリストに載っている方でございます。事務方で封筒文書でお送りをして、回答いただけないのであれば直接お話しいただくのが一番よい最善の方向かとこちらとしては考えています。

2 番
議 長
2 番

(小関善隆委員 挙手)

2番。

私も、これ農業委員がここまでしなくちゃならないのかと。責任、許可した人が、完了届出さないから、おまえら許可したんだから、担当者だから持ってこいと。そうではなくて、やっぱり許可したということで調査はしました。完了したということについては11月のときに見回って確認はとっているところがほとんどです。とっています。ですけれども、出す出さないについてのそこまで回収しろという義務が農業委員にあるのかと。それは行政としての仕事ではないのかなと私は感じているところです。だって何ば伊藤会長の名前でやったから、おまえ農業委員だから回収までやれって、ちょっとひどいかなと思います。

やっぱりこれ回収するということ自体を、出さなくちゃならないこと自体を理解した上でやっぱり許可証を出していると思いますので、例えば行政書士の方が代理で申請したわけで、行政書士の方が最後までそのことについてかかわりを持たなくていいのかということが一つ。あとは、申請だけよしとしているけれども、完了届の部分についてはその本人でもできるというスタンスでいるのか。そういうのがわかりませんので。

議 長

ちょっとこれ大事なことでありますし、大きな問題でありますので、運営委員会でもう少し詰めて、あと各農業委員会の取り扱い、ほかの市町村の取り扱い等を聞きながら、運営委員会等で決めて判断したいと思いますので、よろしくお願いします。(「来月までしなくていいの。これ保留なんですか、やらなくていいんですか、しばらく」の声あり) 補佐どうですか。今回については、今回出してくださいと言われた分については一応してもらおうということで。

宍戸局長
議 長
宍戸局長

(挙手)

局長。

まずいろいろ皆様にはお手数おかけしていると思いますこと、本当に申しわけなく思っています。

事務局のほうでも、催促の文書などをお出ししているところですが、全く反応がないというところで、農業委員の皆様にご協力をお願いしたいという言い方も変

ですけれども、それぞれの地元でもありますし、お願いをしているというところでもあります。

今回に関しましては、先ほど会長から話ありましたように、今後については運営委員会のほうで協議していくという話ではありますが、今回に関しては、お渡しした部分に関しては、なお対応していただくことにさせていただいて、そのときにどのような課題や問題があるのかというところを事務局のほうにお伝えいただければよろしいのかなというふうに思っておりますので、なおそのあたりでいかがなものか、皆様のご判断をお聞かせいただければと思います。が、いかがでしょうか。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 19番です。

局長、問題や課題なんて予想だにしないごで。問題や課題はないんで。特に課題は、出さないのは、これを出さなきゃだめだというふうな位置づけ、一番最後に相手と接触するのはどこ。そっちの人たちしか相手と接触しないでしょう、まずね。

あともう一つは、商売でいうと、個人からいやちょっと忘れちゃったというのはあるでしょうけれども、なりわいとしている行政書士がこんなことできないならば、人から預かって仕事なんて受けられるかと俺思う。普通に考えると。今回からこの人たち来たら、悪いけれども受け付けられないと言ったって、俺は過分じゃないと思う。

最終的に書面を出して、はいっていうのはそっちだからね。そうしたらこうだよ。そして1年で何回も催促してみろよと。それでも個人が聞いてくれなかったらば、地元の人、お互いにとかいうんならわかるよ。そういうことをしなさいって。人手が不足だ何だって、残業くらいでもしなけりゃ済まないぞ。そういう決め事をしないと。ああいいな、だとなったらばなし崩しだから。

議長 だから、何回も催促とかいろいろ通知は出しているけれども、それでも。何回、出さない人へ2回くらい出しているの。

中央局長 (挙手)

議長 局長。

中央局長 催促の文書に関しては、今確認しましたら1回ということでありました。若干少な目かなというふうに私も本当に思ったところですが、今回お渡しした部分に関しては、先ほど会長から話ありましたように、次回の運営委員会の協議というところでお話をいただきましたので、まず一旦その現状のところは保留のような状態にさせていただきまして、次回の運営委員会での協議の結果をもって皆様のほうにお知らせをさせていただきたいと思いますが、そういうこと

でよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 皆さんどうですか、いいですかそれで。
7 番 (高橋信夫委員 挙手)
議 長 7番。
7 番 私18件あるので。保留になったら助かります。
これ平成22年許可というのもありますけれども、この方にも1回しか行っ
てないんですか。毎年出しているんですか、これ。(「毎年」の声あり)毎
年。(「去年も調査したべ」の声あり)

議 長 1年に1回は出しているということだ。
渡部主事 (挙手)
議 長 渡部主事。
渡部主事 催促の文書につきましては毎年1回9月に出しておりまして、まだ出して
いない方がリストになっているということです。
以上です。

議 長 そういう現状だそうです。だから何年も出していない人は毎回、毎年、何回
も催促が行っているということだそうです。
では、なかったらこれで本日の全日程を終了してよろしいですか。

全 委 員 はい。
議 長 長時間にわたり、大変ありがとうございました。

閉 会 午前11時25分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年11月15日（木）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

大野澤 進

議事録署名委員

鈴木 晃子